

令和4年12月7日

令和4年12月7日

標 茶 町 議 会
議案第72号～議案第76号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第72号～議案第76号審査特別委員会記録目次

第 1 号（12月7日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第72号 令和4年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第73号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	4
議案第74号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	4
議案第75号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	4
議案第76号 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算	4
閉会の宣告	24

議案第72号～議案第76号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和4年12月7日（水曜日） 午前11時34分開会

付議事件

議案第72号 令和4年度標茶町一般会計補正予算

議案第73号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第74号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第75号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第76号 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長	深見 迪 君	副委員長	黒 沼 俊 幸 君
委員	渡 邊 定 之 君	委員	櫻 井 一 隆 君
〃	長 尾 式 宮 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	熊 谷 善 行 君	〃	鈴 木 裕 美 君
〃	齊 藤 昇 一 君	〃	本 多 耕 平 君
〃	鴻 池 智 子 君	〃	後 藤 勲 君

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 □ 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	村 山 尚 君

住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号審査特別委員会を開会いたします。

(午前11時34分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長には深見委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から、委員長に深見委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には深見委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 36 分

(委員長 深見 迪君委員長席に着く)

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（深見 迪君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（深見 迪君） ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（深見 迪君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 副委員長には黒沼委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（深見 迪君） ただいま後藤委員から、副委員長に黒沼委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（深見 迪君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には黒沼委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 37 分

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第72号ないし議案第76号

○委員長（深見 迪君） 本委員会に付託を受けました議案第72号、議案第73号、議案第74

号、議案第75号、議案第76号を一括議題といたします。

議題5案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第72号から議案第75号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第72号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第72号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） 私から、これ2款だけではないのですが、今回の補正の中身を見てみると、光熱費がほぼほぼの割合を占めているのではないかなと感じておりました。それで、今回、全般的に見ても、多分9,840万1,000円の追加のうち約千七百何十万円ぐらいが光熱費になっているということだと思うのです。とりあえず2款のところで10節需用費の光熱水費140万円、これの内訳を、先ほど言われていたのは、上下水道の特別会計補正予算の中、それから病院の部分も電気料金が上がっているということだと思うのです。その内訳をちょっといただきたいと思って、とりあえず2款の140万円に対しての電気料金の値上げの分というのがどれぐらいの割合になっているのかというのを、ちょっと内訳を教えてください。お願いします。

○委員長（深見 迪君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 13ページ、2款1項1目10節、光熱水費140万円の内訳ですが、ご指摘のとおり電気料の高騰のためということで、使用量は昨年、節電やっていたから使用量は変わらないのですが、燃料調整費という項目の値上がりにより電気料金が前年比でもって1.3倍程度値上がりをしていまして、このまま推移すると予算が足りなくなるということで、今回140万円の補正をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（深見 迪君） よろしいですか。

○委員（齊藤昇一君） はい。

○委員長（深見 迪君） そのほか、ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 13ページの諸費、過誤納還付金という項目があるのですが、これはどういう中身なのか。どういう還付金なのか。

○委員長（深見 迪君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

説明といたしましては過誤納還付金となっておりますが、支出内容は、主に個人町民税の修正申告に伴う還付や、法人町民税の確定申告に伴う還付などがございます。今年度の支出内容といたしましては、今のところ37件あるのですが、そのうち22件、約75%を法人町民税関係の支出が占めております。

法人住民税に関する還付が多い理由といたしましては、法人町民税は確定申告のほかに事業年度の中間期において予定申告、中間申告をする場合がございます。その場合は、前期の法人町民税の6か月分、つまり半額を納付いたします。この予定申告、中間申告で前期の半分の法人町民税を納付したもののその後の確定申告、つまり今年度の確定申告において業績が前期を下回り、結果的に確定申告で確定した法人町民税が予定申告で納付した法人町民税額を下回れば、その差額を還付金としてお返しすることとなります。そういったケースに当てはまる法人が今年度は多く、予算が不足するおそれがあることから、今回補正させていただくものでございます。

○委員長（深見 迪君） よろしいですか。

○委員（渡邊定之君） はい。

○委員長（深見 迪君） そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 14ページ、4目障害者福祉費の扶助費、特別支援学校帰省等送迎費援助費ということで、この内容といたしますか、人数と送迎する場所等についてお知らせください。

○委員長（深見 迪君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

特別支援学校帰省等送迎費援助費につきましては、特別支援学校寄宿舎をご利用になられていますお子さんの保護者のほうから支援の要請がございまして、町としてできることを検討し、実施をいたしたいということで予算の計上をさせていただいたところでございます。現在、釧路特別支援学校の寄宿舎をご利用のお子さんにつきましては、週末は寄宿舎が閉鎖となることから、保護者におきまして金曜日の午後にお迎えに行き、月曜日の朝に送るような状況というふうになっております。その交通費の援助として、寄宿舎までの間の1キロ当たり15円を援助いたしたいというふうに考えているところでございます。

なお、釧路特別支援学校以外の特別支援学校寄宿舎をご利用のお子さんの、帰省のため自家用車をご利用の保護者の方につきましても、同様な形で援助費を支給させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（深見 迪君） 人数も。

浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 失礼いたしました。現状、想定している人数につきましては、今後予定されているような方も若干いらっしゃるというふうに聞いておりますので、12名ほど考えているところでございます。

○委員長（深見 迪君） よろしいですか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 12名、要するに12人乗りの送迎車であれなのですか。

（「ガソリン代」の声あり）

○委員（渡邊定之君） 現金で支給される。

○委員長（深見 迪君） 浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをさせていただきたいと思います。

この12名という人数につきましては、12名分の予算を計上させていただいているというよう
なことで、支給につきましてはご自宅から寄宿舍までの距離の1キロ当たり15円というこ
とで、現金のほうで援助をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解い
ただきたいというふうに思います。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 15ページの児童福祉費ですか……

○委員長（深見 迪君） 聞こえません。

○委員（鈴木裕美君） 聞こえません、ごめんなさい。ふだん声大きいのですけれども。

児童福祉費の1目の広域入所負担金、これは町外に利用されている保育所への負担金だと
いうふうに思うのですが、今現在、何人、広域を利用されているのか。

それと、一番遠いところというか、場所ですね、町村。どこになるのでしょうか。

○委員長（深見 迪君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

今回の部分につきましては、浜中町さんのほうをご利用になる方の負担金でございます。
現状、一番遠いところというようなお話がありましたけれども、兵庫県の保育園をご利用に
なられている方が1名いらっしゃいます。

現状、人数という部分ございましたが、ちょっと人数の部分につきましては、今、手元に
資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思いますので、ご理解いただ
ければというふうに思います。

○委員長（深見 迪君） よろしいですか。

○委員（鈴木裕美君） はい。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございま
せんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ご
ざいせんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございま
せんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員(鴻池智子君) 10ページの16款2項2目1節、不用物品売払収入の内訳といたしますか、何を売り払ったのかというところをお聞きます。

○委員長(深見 迪君) 建設課長・富原君。

○建設課長(富原 稔君) お答えいたします。

不用物品売払収入なのですけれども、これは町で使用しておりました除雪専用車が、今年度、北海道の中古車両を購入できたことにより1台不用となりましたので、それを売り払ったものでございます。

○委員長(深見 迪君) よろしいですか。

○委員(鴻池智子君) はい。

○委員長(深見 迪君) ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員(渡邊定之君) 10ページの中山間地域等直接支払交付金、何度か説明されているのかもしれないのですけれども、この返納といたしますか、減額した主な内容について。

○委員長(深見 迪君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山 尚君) この中山間地域等直接支払交付金の歳入の減額理由については、歳出のほうでも減額補正を行っているのですけれども、所得超過者の増に伴い、交付対象者が減となった部分の歳入について減額補正を行うものであります。こちら、歳出のほうで57人分の農地について対象外にしております。これは所得基準を超過した方の分なのですけれども、その分の歳入、国が2分の1、道のほうが4分の1、町も4分の1負担しているのですけれども、国、道の分の歳入について減額補正を行ったものになります。

○委員長(深見 迪君) よろしいですか。

○委員(渡邊定之君) はい。

○委員長(深見 迪君) そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。ご質

疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、第3条、債務負担行為の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、第4条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) 浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) 先ほど鈴木委員のほうから質問がありました、保育所の広域入所の人数の関係で、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

現状、ご利用になられる方につきましては、2つのご家庭で3名ご利用になられるということになりますので、ご理解いただきたいというふうに存じます。

○委員長(深見 迪君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、以上で議案第72号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第73号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、以上で議案第73号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第74号、下水道事業特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) 以上で議案第74号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第75号、簡易水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(深見 迪君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（深見 迪君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） 以上で議案第75号、簡易水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第76号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第3条、たな卸資産購入限度額まで、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） 以上で議案第76号、病院事業会計補正予算を終わります。

以上で議題5案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時09分

○委員長（深見 迪君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題5案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君）（発言席） 1点質問いたします。

除雪費の件でございますが、今年は既に今年度の除雪対策の予算対応を組んでいただいているところでございます。その中で私が1点心配している部分があるのは、今後、除雪業者が町内の除雪を賄えるだけの機材あるいは人材、そういったものが確保できるのかという心配をしております。

以前、除雪を担当している業者さんとちょっとお話をしたところ、機械の維持も大変だけれども、これからは本当に人を集めるのが大変だと。通年にわたって人を雇えるのだったら、夏も冬も仕事があるのだったら、まだある程度、人を雇えるわけだけれども、夏の仕事もおぼつかない、あるいは冬もここ最近では雪が少ない年が続いておりまして出動機会も少ないと。そういった中で待機させるために人を雇い入れる、そういったものというのは、実は業者さんの中では大変負担になっているということもございます。また、聞いたところによると、運転手を初め除雪にかかわるそういった方々が高齢化もしております。何年か前まで乗っていたけれども、もう乗れないということで重機を降りる方、そういった方もどんどん増えてきているというふうに聞いております。そういった中で、では新しい人が、除雪を初めとする、そういった重機に乗れる資格を持っている若い人たちがいるのかというと、現状ではそういうことではないそうです。そういった中で新たな人材を確保するために、それぞれ民間の町内業者さんでは努力をされているところであります。

ただ、昨今の人手不足、そういったものは我が町標茶にもございます。さまざまな分野、職種で人手不足が露見している状態だと思います。そんな中、除雪を担当されている業者さんでも、なかなか人を集めるのが大変だ、そういうふうに聞いております。そこで、私とし

ては、今年はそういったところで人手不足、そういったものはないかと思いますが、仮に近い将来、人手が不足して路線の除雪がままならない、そうなってしまうと標茶に住んでいる町民の皆様方の日常生活に大変支障が出る、そういったところから、ぜひそれぞれの業者さんの人材確保には、町としても気にしていただきたい、あるいは積極的にかかわっていただきたいと思います。具体的には、人材確保の上で一番、仕事される側の立場からいえば、やっぱり金銭的なもの、そういったものも仕事をするしないの判断材料になるのではないかというふうに思っております。

そこで改めて質問いたしますが、今年度の除雪体制、どういうふうになっているか、大まかで結構ですでお知らせいただきたいことと、今お話ししました今後の人材確保に関して、何か町として施策が打てないかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

まず、今年度の除雪体制でございますけれども、委員おっしゃったとおり、今年度は従来からの除雪業者さんの協力によって例年どおりの除雪体制を組むことができたということで、一安心しているところですが、除雪業者さんの数でいくと17社、除雪車両が58台、これは民間の車両部分です。そのほかに町所有の車両が、直営が11台、これは一遍に動くのではなくて、その都度、機種を変えているので11台ということになります。除雪体制でいきますと、総路線数でいきますと、業者さんに委託している部分が町道その他の道路も合わせますと484路線、延長で474キロ強ですね。あと、直営の部分も含めると、それに若干増えていくという形になっております。除雪体制としては、この形と、そのほかに町で持っている市街地の除雪なのですけれども、除雪ドーザーの運転を業者さんに委託している部分が2台ございます。

除雪の今後の課題なのですけれども、委員おっしゃるとおり、除雪体制構築に関しては車両の確保とか運転手の確保が、もう必須条件でございます。近年は運転手の高齢化等によって運転手が不足して深刻化しているというのは、新聞等々でも報道されているところであります。以前、標茶の除雪業者さんと町のほうで意見交換会を実施したことがございます。そのときにも業者さん側からは、これから除雪していく上で深刻な問題になりつつあるのですよという話はお聞きしております。町としても、今後を見据えた除雪体制の構築、人材確保とかは、以前よりも委員おっしゃるとおり重要な課題だというふうには認識しております。その中で、除雪体制でいきますと、これも民間の除雪業者さんとの話し合いとかという部分ももちろん出てくるのですけれども、例えばその会議のときにも1つお話をさせていただいたのは、今、路線ごとに除雪は会社さんに委託しています。それをほかの町とかと同じような、例えば市街地でいくと川東側、川西側とか、そういうようなエリアで分割した場合に除雪体制はどうなのだろうかというようなお話とか、あとは人材不足の部分でいきますと、当初、町の除雪に関しては、昔は建設業の許可を持っている業者もしくは運送業の許可を持っている業者という形で、登録をお願いしていたのですけれども、今はその部分は外しているのですけれども、今まではそういう業者さんが除雪に参入していたのですけれども、これから

はほかの異業種、例えば農業法人さんとかが夏の間は忙しいでしょうけれども、冬の間は、ちょっと私もあれなのですけれども、ある程度、少し手が空いてくるのかなという部分もございますし、そういうところの参入という部分も、今後もしお願いできるのであれば、考えていけるのではないのかなというふうなところも思っております。

また、除雪費に関しまして、業者さんとの意見交換会するときにも出ておりましたので、その後、除雪費、最低補償費の見直し、結局、除雪に関しては、長く除雪に出ればそれだけ収入もありますから文句ないというか、あれなのですけれども、やっぱり雪が少なくて短いときに、今までよりも厚くなるようなシステムで最低補償費の見直しをしたりとか、あとは除雪機械の関係なのですけれども、先ほど不用品の売り払いの関係でちょっと出ておりましたけれども、町で使っていた除雪機なのですけれども、除雪専用車というのはなかなか出回るものでもありませんし、買える機会というのは少ないということで、町の除雪している会社のほうにそれを売り払いというか、入札でなのなのですけれども、売り払う形をとって、業者さんがそういう機械をそろえやすいような体制の確保に努めたりとかという努力はしております。

また、あと、ほかの町の参考とかとなるかと思うのですけれども、ほかの町では運転手不足ということで、大型特殊とかの免許を取る際に、町が補助を出しているところもございます。そういう部分につきましては、今後、業者さんとお話した中で、そういう希望がございましたら検討できるようなものではないのかなというふうには、新聞報道でしたけれども、私も思っておりました。

いずれにしても、除雪体制の確保というのは、冬期間の、それこそ生活に関して重要な役割を果たしますので、今後も今の状態をなるべく確保できるような体制をつくっていきけるような業者さんとの話し合いとか、あとはいろいろな負担軽減、業者の負担軽減を図る、人件費にしても負担軽減を図れるような方策がないかとかという部分についてもいろいろ勉強、検討していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 今お話を伺ったところ、大変綿密に除雪対策、協力、業者さんと打ち合わせをしながら、綿密な体制をとっていただいているのだろうという印象を受けました。

その中で、以前、私ちょっとある業者さんのほうからお願いされまして、車両維持のために一部、前渡金を出してもらえるようにしてほしいというお話がありまして、町のほうに相談したところ実現した経緯がございます。そのときにも非常にその業者さんのほうから、役場さんのほうは、標茶町は我々の大変さというものを大変理解してもらったと喜んでいただいて、これからも頑張りたいというふうに喜んでおられた経緯がございます。

そういった中で、先ほど一部経費の見直しですか、されているということでしたけれども、国道、道道に関しては国や道、そういったところの単価がまた別にあると思います。ちょっと勉強不足で申しわけないのですけれども、数字的に町と道、国、それぞれどのくらい差があるのか、わかる範囲で結構ですのでお知らせいただきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 国、道の除雪体制につきましては、国、道が持っている車両を業者さんに貸し出して、それで除雪体制をとっていますので、町の場合は自社で所有している車両でやっているのです、その比較というのはちょっと難しいかと思います。ただ、新聞報道等いろいろ勉強している中では、待機補償とかという部分については、国、道は割と厚く見ている形はあるのですけれども、町についてはその部分は今のところ見ていないので、例えばそういう部分も含めながら、業者さんの意見も参考にしながら今後進めていくという形になるかと思います。

○委員長（深見 迪君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 国や道、それぞれのやり方があって、一概に町と比較できないというお話でございました。その中でやはり、いわゆる待機補償、そういった部分もいずれは標茶町も考えなければ、人材の確保が難しいのではないかなというふうに思っているところでもありますけれども、現時点では打てる手はずを建設課のほうで打っていただいて、除雪対策、万全の体制で臨んでおられたと思います。どうか今年度も事故、けがのない、そういった除雪作業ができることを願いまして、質問を終わります。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） 私のほうから1点質問させていただきます。

先ほどの款項質疑の中でも同僚議員がちょっと質問いたしました、いわゆる中山間地域直接支払制度についてなのですけれども、このことについては現実として中山間地域の協議会というものが設置されておりますので、あまり中身とか、それについては私は触れないようにしていきたいなと思っております。ただ、今回聞くのは、制度が改正されて大きく減額されてきたということなのですけれども、いわゆる所得制限が設けられたということで、いただいた資料では令和元年には514万2,000円、平成30年から令和2年には530万円、令和元年から令和3年には534万円、これは札幌市の勤労者1人当たりの平均所得、これを超えたら個人配分がなくなると、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（深見 迪君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、委員ご指摘の、制度改正により交付額が減ったのではないかという部分についてなのですけれども、この所得制限というのは、もともと制限がございました。制度改正で所得制限が設けられたのではなくて、これ、令和3年4月1日に所得制限の厳格化と言いますか、もともと令和3年度以前については中山間の対象地、100%交付を受けていたのですけれども、基本的にはもうそのころから所得制限というのはございました。「委員長において記録を調査し削除」それが会計検査の指摘を受けて、令和3年4月1日以降については厳格化されております。「委員長において記録を調査し削除」その会計検査の指摘を受けて、「委員長において記録を調査し削除」令和3年4月1日以降、所得を超えた方の対象農地については交付対象外としたところです。それが交付金が大きく減った理由になります。

○委員長（深見 迪君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 私も農家をやっていたときには、この中山間事業の交付金ということでは、非常に有効な利用ということについては通年努めてきたわけなのですけれども、それでやめた後、制度が変わってしまって、ちょっとそこら辺が大きく変わってしまって、今の状態というのが大変びっくりしている状態なのですけれども、いわゆる中核リーダー、所得超過者かつ中核的リーダーの人数は、この中で特に各集落協定において2名以下、または当該集落協定参加者の13%の範囲内とされているということなのですけれども、当初はその中核リーダーが所得制限を受けていない人が中核リーダーという、今はそういうことに、所得制限を受けていない人が中核リーダーにならないとそれがクリアできないということなのでしょうか。違う。

○委員長（深見 迪君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度推進協議会は、各地域から選出された代表者をもって構成しているのですけれども、今現在は、その方たちを中核的リーダーに位置づけているということでございます。

○委員長（深見 迪君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 大分わかってきたのですけれども、対象外になった人たちが、いわゆる個人配分、昔で言う個人配分ですか、それが交付されないということに対して非常に不満が多いという声も聞こえてきております。その中で超過した人が中核的リーダーになって、早くいえば、ある程度拾い上げて交付金をもらえると、そういう状態にしているということでは違うのかな。すみません、もう一回、もう一度。

○委員長（深見 迪君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） かつては全国的に、そのような対応をとっていたということがあります。「委員長において記録を調査し削除」令和3年度以降については、中核的リーダーについては地域から選出された代表者のみなので、所得云々ではなくて、あくまでも中核的リーダーというのは地域から選出された方を位置づけしております。なので、基本的にさっき申し上げました所得制限、今年であれば534万4,828円、これ直近の札幌市の労働者の3年間の平均した値だそうなのですが、その金額を超えた方については交付対象外としております。今回、補正予算のほうで歳出で7,209万3,000円減額補正しているのですけれども、人数で言いますと57人分になります。57人がこの基準金額を超えてしまったということになります。金額にすると7,209万3,000円ということになります。

○委員長（深見 迪君） 松下君。

○委員（松下哲也君） わかりました。その中では、これ協議会のほうに聞くあれなのですけれども、この中山間の事業の使用割合といいますか、全体での取り組みだとか、共同での取り組みだとかということも今はあるのですか。

○委員長（深見 迪君） ちょっと待ってください。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

この交付金額のうち、共同取組と個人配分の内訳につきまして、共同取組につきましては33.1%、交付金総額が2億9,300万9,424円なのですけれども、そのうちの共同取組額が9,712万5,630円、割合にしますと33.1%になります。個人交付額については、残りの1億9,588万3,811円となっております。「委員長において記録を調査し削除」

○委員長（深見 迪君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 本年度の予算も7,200万円ほど減額をして、またその後、新規に3,100万円ほどの農山漁村振興交付金補助金を入れて、差し引き4,000万円程度の減額で済んでいるのですけれども、要は、一番心配するのは、各地域にある農村公園の維持管理が、大分この中山間事業の補助金で対応されている地域が多いと思うのですけれども、これが減額されることによって、農村地域の公園の維持管理がどうなっていくのかということをちょっと心配しているのですけれども、そこら辺をどのように見ているのかお聞かせいただければ。

○委員長（深見 迪君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

委員、今おっしゃったとおり町内には12か所の農村公園があるのですが、それらの維持管理については中山間事業の交付金が活用されてございます。例年、町内12か所、合計で大体1,300万円ほどの維持管理費をこの中山間事業のほうで、協議会のほうで支出していただいてもらっているところなのですけれども、基本的にはこの1,300万円という金額なのですけれども、ここ数年、この金額、同じぐらいの金額で推移してございます。1,300万円という数字で推移しているのですけれども、公園管理も含めてなのですけれども、農村公園というのは地域コミュニティにとっても重要な拠点になっておりますので、その辺を協議会が考慮して、予算づけを毎年1,300万円ほどしてもらっているところでございます。なので、ここについては例年どおりの配分がしてもらえるものと、担当課としては考えてございます。

○委員長（深見 迪君） 松下君。

○委員（松下哲也君） この交付金の配分に関してはきちっとした協議会というのがありますから、町が一々口出しをしてやるあれもない、協議会のほうできちっと配分して下さっているものと理解いたします。ただ、このように中山間事業、この補助金というのは国の時限立法でしたよね。まだ恒久法ではない、ある代議士は恒久法にしたいというあれがあったのですけれども、このように制度が変わってきているという中で、非常に使いづらいとか、改正点だとか、そういうものというのは上がってきていないのか、もしそういうものがあるのであれば、それを例えば道あたりに要望として上げるというようなことはないのか、そこら辺はどうでしょう。

○委員長（深見 迪君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、中山間事業というのは5年を1期とした事業でございます。5年ごとに当然、制度のほうは見直しをされるわけなのですけれども、先ほども申しました中核的リーダーの取り扱いの厳格化のほかにも、例えば個人の利益につながるような取り組みも

共同取組の中では認められなくなったり、そういったところも取り扱いが変わってございます。ただ、今現在、共同取組に必要な予算については、特に、本当はやりたいのだけれども制限があるからそこに予算配分できないのだというような状況にはございません。なので、その辺は今後、制度が変わっても持続されるのかなというふうに考えてはおりますが、例えば著しい制度改正によって不利益が生じるというか、使いづらい交付金にならないように、その辺については状況によっては必要であれば道、国に対して訴えかけていきたいなと考えております。

（「質問をかえます」の声あり）

○委員長（深見 迪君） ちょっと待って。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 先ほど来、農林課長のほうから説明をさせていただいているのですけれども、地域の中核的リーダーの配置の関係で答弁の中で訂正をさせていただいたのですが、誤解を招くおそれがある部分について、議事録からの削除をお願いしたいなというふうに思います。ご配慮のほうよろしくをお願いします。

○委員長（深見 迪君） ただいま副町長からご発言がありましたように、説明員のほうから若干混乱した発言があったと思いますので、そのことにつきましては委員長において、後刻、記録を調査して措置することといたしたいと思います。

そのほかございませんか、質疑。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 2点ほどご質問を申し上げたいというふうに思いますが、1点目は、町長の施政方針の中にも、みどり保育園の……

○委員長（深見 迪君） 鈴木委員、マイクをもう少し近づけて言って。

（「何事か言う声あり」）

○委員（鈴木裕美君） もう一度。1点目は、町長の施政方針の中に、みどり保育園の改築というのがありました。それで、これはあくまでもお願いと言いますか、そういうのにもなるかと思うのですが、それぞれの公共施設を建設するに当たって、そこで使う現場の人方の、使用者の声を、まずは設計に当たる前に聞くということが一番大事ではないかなというふうに思うのです。今までの施設の中でも、使いづらいという声は町民の中からもいろいろな施設の中で聞こえてきておりました。ですから、設計する前に、ぜひ保育士さんなり、あるいは厨房の調理師さんなり、その方々からの声を十分に反映されてから設計に当たるという考え方はどうですか。

○委員長（深見 迪君） 町長。

○町長（佐藤吉彦君） ただいまの鈴木委員のご質問につきましては、私、公約のヒアリングも既に終わってしまして、そのときに担当のほうに、現場の声を十分聞いて設計等に反映するようにということを指示しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（深見 迪君） 鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ現場のと言いますか、そこで使用……

(何事か言う声あり)

○委員長(深見 迪君) いいです。続けて。

○委員(鈴木裕美君) いいですか、続けて。

○委員長(深見 迪君) 続けてください。

○委員(鈴木裕美君) 町長が既にというふうにご答弁されましたけれども、これから先の公共施設、町長の施政方針には多くの建物が建たれるように書かれておりますので、使う側の方々の声を十分に尊重していただきたいというふうに思います。

2点目に移らせていただきます。

町有施設のトイレの現状ということで、それぞれ施設の中でトイレが必ずつけられておりますが、例えば事業者さんが建物を建てたりする場合にトイレの基準というのがあります。同時に就業する労働者の数によっても男性用の大便所、男性用の小便所、あるいは女性の便所の設置数というのが労働安全衛生規則でうたわれております。これは人数によってうたわれているのですけれども、本町の場合ですと、そういう人数で、例えば20名から、60人を超える事業所というのはあまり見受けられませんので、そこに該当はないかというふうに思うのですが、人数の規定にかかわらず労働安全衛生規則の第628条の2及び事務所衛生基準規則の第17条の2には独立個室型の便所の特例としてうたわれておりまして、「同時に就業する労働者数が常時十人以内である場合には、男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所を設けることで足りるものとする」というふうに規定されております。

しかし、今、男女の機会均等法もなのですが、同業種であっても男女が同じ仕事に就業することが多くなってきております。10人を超える労働者がいる場合は、男性用と女性用に区別をしなければ法令違反というふうになるのだそうです。しかし、10人以内とすると独立個室型の便所の特例として認められるが、施錠の箇所など独立個室範囲の修正が求められ、これらが事業所や職場の評価について大きな関係があると、事業所の場合ですよ。トイレによって事業所の評価にかかわるということが、調べていきますと知らされました。今まで全然わからなかったのですけれども。従業員募集時などの事業所評価に影響があると言われておりますし、働きたい方も、その事業所のトイレをやっぱきちんと調べて評価をして働きたい、その職場につくということも、そういう人たちが多いということが言われております。

そこで、町有施設において、さきの規定や事業所の評価に対応できているかということを伺いたいのです。というのは、例えば使用者が特定できなくて複数使用する場合は、例えば虹別なんかは、あそこは酪農センターかな。名称、ちょっとあれですけども、きちっと対応されていなかったのではないかなというふうに思うのですけれども、これらの事業所評価に対応の公共施設になっておりますか。

(何事か言う声あり)

○委員(鈴木裕美君) 虹別ではない。ごめんなさい、ひまわり保育園。

○委員長(深見 迪君) 建設課長・富原君。

○建設課長(富原 稔君) 労働安全衛生規則の関係ですので、私のほうから若干説明させ

ていただきます。

町有施設の便所の整備状況ですけれども、町有施設の便器の数ですが、大まかですけれども、労働安全衛生規則に定められている労働者の数に対する便器の数以上となっております。

ただし、今おっしゃられた保育園等、若干の施設に関しては、男性職員用の小便器が設置されていないところもございます。保育園に関して言いますと、たんぼ保育園、すみれ保育園、さくら保育園等については、男性用の小便器が設置されていない状況でございます。それにつきましては、恐らく建設当時、もう建設から結構年数がたっていますので、その当時に男性職員と一緒に働くというイメージが、保育園の場合、私の子供のころもそうですが、今は保育士さんと呼ばれていますけれども、当時、保母さんと呼ばれていて、女性の職場というイメージが強かったせいではなかろうかと推測しております。

また、ほかの施設で申しますと、クリーンセンターの計量棟が10人以下の施設なのですが、同じく男女の分かれたトイレになっていないのですけれども、そこにつきましては特例を使いまして、鍵を設置すれば法律を遵守する形になるということでございます。ちょっと私のほうで簡単に調べて把握している部分でいきますと、以上でございます。

○委員長（深見 迪君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今ご答弁ありましたように、特に幼稚園とか保育園というのは女性の職場というふうにずっと言われてきておりました。しかし、本町には男性の保育士さん、まだ就職されておられませんけれども、釧路なり、あるいは近隣の保育所さんにはやっぱり男性の保育士さんもいらっしゃいます。そういう意味でやっぱりこれから先、保育士不足であって職員不足でもあるのですが、男性の保育士さんが採用されるという可能性は大きいというふうに感じるものですから、ぜひ改修、施錠すればいいというものではないというふうに私は感じるのです。ですから、その改修をぜひお願いしたいなというふうに思いますし、クリーンセンターにおいても、こちらで作業されている計量器のあるほうの作業所には、今、述べられたように女性も男性も働いております。そういう意味では、やっぱりそれらの施設を早急に改修をしてあげてほしいなというふうに思うのですけれども、もう一度伺います。

○委員長（深見 迪君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 複数、幾つかの種類の施設にまたがりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、現状、労働安全衛生規則に合致しない部分につきましては、現状を見ながら順次改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（深見 迪君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今、副町長のほうからご答弁ありましたけれども、ぜひ調査をもう一度しながら、改修に当たっていただければというふうに思います。

終わります。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ありませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君）（発言席） 無計画に総括質疑に入ってしまったって申しわけございません。

実は同僚議員の中山間事業についてのご質問の中でいろいろと私も、3月の定例会でしようかなと思っていたわけでありましてけれども、同僚議員がいろいろと中山間についての質問をいたしましたので、さらにまた私は令和2年の9月にこの中山間直接支払制度について一般質問いたしました。実は今日質問するつもりがなかったものですから資料は全くないのですが、いま一度中山間直接支払制度についてのお話を私はお聞きしたいと。先ほどの同僚議員への答弁だけでは、私はちょっと納得できませんでしたので、お聞きをしたいと思います。申しわけございません。

前段より申し上げております、いわゆるこの支払制度につきましては、5期目に入ったわけですから、20年を経過して、この制度についてはあらゆる方面でもって議論されていることは当然でありますし、町内における協議会においても、いろいろと議論をしていただいているものだというふうに、私は実は理解しております。ただ、その中で、なかなか議会の中で、この直接支払制度についての原点が何であるかということを、どうも私は議論が足りないのではないかなというふうな気がしてなりません。

といいますことは、手元に資料ないものですからあれですけれども、いわゆる農水が出したものににつきましては、いわゆる日本の農業を守り、食料を守る。さらには、中山間での農地、農家を守る。さらには、その集落の限界集落を守っていくという原点が、私はここに中山間制度があると思うのです。これはご案内のように、他の施策にはないように、いわゆる直接、農家に支払う制度というのはほかにないわけでありまして。交付金にいたしましても、補助金にいたしましても。これはすばらしい制度ができたというふうに私は理解しておりました。ただ、その中で薄れていたことは、いわゆる所得制限があったということが20年間、本当に私も不勉強で知らなかったわけですが、その20年の間に、国はやはり制度のことについていろいろ議論いたしましたのでしょ。いわゆる会計検査院の中から指摘があつて、要綱に出ている所得制限のことを厳守せよというのが表面に出てきたのだらうと、私はそのように考えているわけですが、その中で、第4期目の中で反省をされて、5期目に入ってこの所得制限というのがクローズアップされてきて、所得制限というのが出てきたと思うのです。

しかし、考えていただきたいことは、過去の20年間の中でどれだけこの支払制度が、いわゆる8度、15度の傾斜度を持つ農地の方々あるいはまた集落の方々が、その頑張ってきた農地を手放さずに、あるいはまた、あるところについては集落でもって責任を持ってその農地を守っていく、そんな姿勢の中でこの直接支払制度というのは、私は成功しているというふうに実は思っているのです。いかんせんその中でも、令和2年のときに一般質問いたしましたけれども、いろいろと協議した中で私が最終的に申したことは、平等にはならないのです、この支払制度というのは。したがって、不公平感のない制度であってほしい、それを確立するような制度であるように、行政として言うべきところには言ってほしいということを私は最後にまとめたはずなのです。

しかしながら、現行の、今、直接支払制度をやっている金額を見ますと、最初のころは多分標茶で約三億七、八千万円あったはずなのです。昨年あたりは多分、課長、二億六、七千

万円ですね。1億円以上減ったということは、前段で申し上げていますように所得制限に引っかかったというか、所得を得た農家がこの対象から離れた。したがって、その農地については1万円の交付金が出てこないということになったから減ってきたと思うのですが、しかしながら先ほどのその配分、パーセントの中で、共同取組には約33%、約でごめんなさいね。しかし、個人配分でやってみますと、逆算しますと約70%、六十何%が個人配分になっている。その内容を聞きますと、私、前にも申し上げました、個人配分になっているのは所得制限の、いわゆる引っかからないというか、その網にかからない人たち。本町では法人化されているところのほとんどが、その個人支払いにかぶっていると。個人経営のところはなかなかかかっていない。

というのは、個人の個々の農家がいわゆる500万円以上の所得を得てきたからと、私はそう理解しているのですが、ただ、そこで私は言いたいのですが、前にも申し上げました。本町の農業のあり方ということで、私は決して法人化を否とするものではございません。個人経営と法人経営が成り立って今の標茶の集落が、あるいは農業が成り立っている、産業が成り立っていると私は理解しています。そんな中で、協議会の中で先般も最後に申し上げました、平等にはならないにしても、不公平感のないような制度であるようなことを第三者委員会のほうに行政として、あるいはまた協議会として、ぜひそれを申し込むべきではないのかということを私は最後にまとめました。その中で今も覚えていますし、多分メモもあるのです。副町長、覚えておられると思うのですが、副町長、答えていただきました、最後に。そういう問題が協議会の中あるいは行政として、感じられる、見える、思えるときには、行政としてしっかりと進言していきたいということを実は答弁でいただいています。私が退席しようと思ったとき、町長、副町長の手を挙げて、これで私もよく覚えているのです。

したがって、私はこの1年間、2年間、どのように行政のほうで、少なくとも2億7,000万円のうち4分の1は、標茶がこの協議会に中山間支払制度としてお金を出しているのです。出しているのであれば、もう少し、何回も言います、地域で頑張っている、農業をやっている、法人もしっかり、個人もしっかり、集落としてもしっかり頑張っているわけです。崩壊させないためにも、ぜひともこの中山間制度について、今の時代だからこそ酪農がどうなるかわからない、農業がどうなるかわからないときこそ、私はこの中山間事業制度というのをいま一度重要な政策だと思って、私の演説ばかりで申しわけないのですが、ぜひとも副町長、令和2年の9月に私にそう答弁いただきました。1年間何をやっていたかということは、私、決して言いませんけれども、こういう時代だからこそ、こういう時期だからこそ、農家が頑張る、日本の食料を守る、限界集落を守るためにも、いま一度この中山間事業制度の重要性を加味して、協議会の中でも十分行政の力を発揮してこれをリードしていただきたい。これをぜひ私はお願いしたいわけで、突然ここに立ったわけですが、ぜひとも決意を。

副町長、1年たちました。改めてこの事業、どう取り組むか。皆さん笑いますが、地域にいる方々はこの制度がどれだけ役に立ったか。環境をつくる、牛舎周りの環境もつくる、農道もつくる、傾斜地の均平事業もする、いろいろな事業を20年間やってきたわけです。

よ。これからもまだまだ続けたい事業があるわけですから。標茶の酪農が生きるためにも、いま一度、中山間の事業についての考え方を、これは課長でなくて町長にお願いをしたいと思います。長くなりましたけれども。ああ、喉渴いた。

○委員長（深見 迪君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

以前の私の答弁に基づいて今の考え方を述べなければいけないのですけれども、まずご理解いただきたいのは、この中山間地域直接支払制度が、もともとは日本型の所得補償制度という発想のもとで生まれてきて今の形に落ち着いた、そしてその法制化の過程でなぜなのだという議論があったときに、傾斜地、それから標茶町はそうなのですから、要は牧草しかつけれないような寒冷地、そういう条件不利なところで、ほかの産業と遜色があっては後継者等がつかなくなるおそれがあって、やがて農地が耕作放棄地化する、それを防ぐために直接支払いをするのだという形の中で法制化され、そしていわゆる単発の補助金ではなくて、法律に基づく補助金という形で一定程度、交付が継続的に保障されるという形になってきております。

それで、委員ご指摘のとおり、今、5期目の途中なのですから、各期の改定期には、それぞれ地域の協議会あるいは自治体にこの中山間制度がどういうものであったのか評価を、それから新しい次の期に向けた意見等を集約するという機会がありました。以前、私が答弁させてもらったのは、そういう機会に地元の意見を述べさせてもらいたいという、そういう含みで答弁をさせてもらったところでありますし、そもそもの所得制限にかかわる部分、所得制限はこの制度の根幹の部分でありまして、委員のおっしゃるように全く不公平感だからなくするというようなことには、なってこないのではないのかなというふうに思うのですけれども、そういった部分以外で地域の不公平感等々が発生した場合については、それがその制度によるものであるのであれば、当然、私どもとしては北海道や国に向かってご意見を申し上げなければいけないのかなという、そういう考え方で言わせてもらったところであります。

制度そのものの役割、これまで果たしてきたところ、それについては委員と全く同じ考え方でおります。中山間制度ができて、この間、非常にそれぞれの地域の取り組み方も変わってきたと思いますし、それから交付金の使われ方についても、非常に有益なものであったというふうに評価しているところでありまして、この制度そのものについては恒久的に続けてもらいたい、あるいは状況によっては地域にとって使いやすい形に制度を見直ししてもらいながら、継続してもらいたいというふうに思っているところであります。もし委員ご指摘のように所得制限の部分というふうになると、中山間直接支払制度そのものの見直しということにもなってくるのかなというふうに思います。この所得制限の話に関係するお役所の方にお話ししたときに、冒頭申し上げたように、他産業と比べて遜色のない所得を上げられるような産業にするのだというところからすると、この交付金に頼って営農してきて、そしてその交付金の効果で、無事卒業できたということで評価していただくわけにいかないかという、そういう話もいただいたところであります。決してそれをよしとするわけではない

のですが、国のほうではそういう考え方も持っているのだなというふうに感じたところであります。

繰り返しになりますけれども、地域にとって有益な制度でありますので、これについては地域で有効に活用できるような形になるように、私どもとしても引き続き関与できる部分については関与していかなければならない、そういうふうに考えているところでありますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（深見 迪君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今の副町長のご答弁いただきましてありがとうございます。幾度も繰り返しますけれども、私も、この中山間直接支払制度というのは十分理解をしているつもりです。何回も言いますが、他の省庁にはないような、直接そのように個々に交付金を出していくというのはない、これはもう十分理解いたしますし、出すほう側、国にとってもどのような方向でもって個人を助けていくのかということも、ある意味理解しなければならないと思うわけですが、改めて副町長、協議会等々でも聞きますと、いや、行政の主導という言い方で、とにかく受け身なのですね。

ぜひとも、先ほども言いましたけれども、もう町は4分の1、行政はお金を出しているわけですから、そういう意味で言えば、最後に言います、この時代、今の酪農の危機の時代、酪農に限らずいわゆる農業の危機のときに、ぜひともこの中山間直接支払制度の重要性を、私たち以上に行政としては考えておられるかもしれませんけれども、いま一度協議会の中で同じ立場になって、いわゆる指導する立場ではなくて、本町にとって、この協議会の中でどうこの支払制度を一部変更するなり、あるいはまた増設するなりをしながらでも、この制度を続投させるということをぜひお約束していただきたい。過去には山林における中山間もありましたよね、企画財政課長。山林を手入れすることによって1町歩1万円の補助を出すということで、農家も山林をかなり間伐したりなんかして、その補助金をいただきながら森林を守ってきた。こういう制度というのは、本当に1次産業というのは大体に私、限りなきものであってほしいというふうに思うわけです。

時間が少したちましたので、これでやめますけれども、改めて、副町長、ご答弁はいいです。令和2年の9月に私に答弁いただいたことを再確認していただいて、今のプラスすること、今の酪農情勢、1次産業の標茶の情勢から見るときに、この支払制度がどのような方向で使うことがいいのか、あるいはどうあるべきなのかということをいま一度ご検討していただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。すみません。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ありませんか。

黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は1点質問いたします。

植林地にはかなり鹿柵が巡らされて、いい状態で植林地の保護ができているというふうに最近思っていますが、私が今回質問いたしますのは、野菜の農家では種をまいてから収穫を得る数か月の間、鹿の侵入によって非常な被害を受けているということがわかりまして、この現状を解決するのには、やはり鹿の防護柵の導入が大事なことはないかというふうに思

っております。

そこで、北海道の補助事業で本町でも鹿柵の事業を実施しているというふうに承知しておりますが、令和4年はどれぐらい実施をされているか。面積、事業規模、戸数はどうなっていますか。さらに、1ヘクタール当たりの自己負担額は幾らぐらいになるか、概略でよろしいです。次には、令和5年に予定されているのはどれぐらいか、要望されている面積と今後の見通しについて質問いたします。

○委員長（深見 迪君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、委員おっしゃられている事業については、鳥獣被害防止総合対策交付金になります。この事業なのですけれども、事業要望を取りまとめ、あと、実施主体は農協さんになりますが、うちのほうでもその事業の実施内容を把握しておりますので、私のほうから説明させていただきます。

まず、今年度の実績については、委員おっしゃられていたとおり、野菜生産農家4軒がこの事業を活用してエゾシカの侵入防止柵、具体的に申しますと金網柵になります。森林整備が終わった後に、植栽事業が終わった後に、クリーンセンターの入り口を見ていただくと柵が回っているのですけれども、あの柵が、あれはナイロンネットで囲ってあるのですけれども、それを金網にしたもので畑を囲っております。

それで、実績なのですが、4軒の農家さんが整備延長で言うと7,121メートル、これは整備延長になります。整備面積は86ヘクタール、事業費については1,978万9,000円になります。

それで、この交付金事業だったのですけれども、基本的には定額補助になります。直営作業で金網柵を設置する場合、鹿柵用、鹿対策としてはメーター2,790円になります。基本的にはこのメーター2,790円の定額補助で、ほぼ手出しはないような状況で鹿柵はぐるっと畑を囲ってしまえます。それで、例えば農家さんによっては出入口を規格以上に増やすとかがあった場合については、若干手出しというのは出てくる可能性はございますが、標準仕様でこの鹿柵を整備する場合については、基本的には手出しはないのではないかなというふうに考えております。それから、ちなみにこの金網柵については、具体的に言いますと大根農家さんから、やっぱりエゾシカの食害ですとか踏みつけの被害、そちらのほうは近年ひどいということで、昨年要望をいただいて今年度実施しております。

それと、あと来年度の事業の予定ですが、野菜生産農家さん以外にも酪農家さんのほうもこの事業を活用したいということで、要望が上がってきております。来年の予定なのですけれども、件数で言いますと16件、整備延長で言いますと3万4,282メーター、整備面積で249ヘクタール、事業費が1億374万3,000円となっております。作物ごとの内訳なのですが、採草地ですね、牧草畑は8件で148ヘクタールで延長が1万7,619メーター、事業費が5,260万4,000円、デントコーン畑が5件、整備面積が44ヘクタール、整備延長が8,593メートル、事業費につきましては2,637万2,000円、そして野菜生産農家さんのほうも令和5年度も要望のほうが上がっております。件数で言いますと3件、整備面積で言いますと57ヘクタール、整備延長が8,070メーター、事業費が2,476万7,000円となっております。牧草、デントコーン、大

根柵、それぞれ金網柵の整備というふうに伺っております。ということなので、基本的にはエゾシカ対策として金網を整備するという事になってございます。

○委員長（深見 迪君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今年の実績を詳しく聞かせていただき、さらに次年度の予定が取りまとめられているので、これは非常によかったなというふうな感じです。補助事業というのは大抵、時限で次の補助事業ができるまでの間ということで、経験では5年ぐらいの間に補助事業というのはやると次の補助事業に移ると、こういうような私の経験から感じております。この事業は大変喜ばれて、そして手出しも低いという、直営だから手出しがないのだよということに理解しますけれども、業者さんをお願いするとそれなりに負担もかかるのかなと思っていますが、低価な補助事業で非常にいいものだと思いますので、ぜひ補助予算の要望を出して、要望に応えるよう、ひとつ努力していただくようお願いをしまして、簡単ですが質問を終わります。

○委員長（深見 迪君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） 討論はないものと認めます。

これより議案第72号から議案第76号まで議題5案一括して採決いたします。

議題5案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（深見 迪君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（深見 迪君） 以上で議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後2時23分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 深 見 迪

